毎月各上層に向って報告なさしむる事を要す。但し組合本部は地方聯合体並に総同盟
本部に同時に之をなすものとす。

以上

(ロ)

従来の會計制度は可成不完全なるものであった。今日労働組合運動中、會計制度は左程に重要視されて居なかった感がある。然しながら我々は之を重要視すると否とに関らず會計の問題は労働組合の中堅をなすものであって、其の確立不確立とは組合支部の消長存亡に関する問題であることを知る。我々は過去に於て常に此の問題に悩まされ数多不覚を経験し来った。組合運動の諸機関は遅々ではあるが間断なき発達進歩をなしつゝあるにも関らず独り會計制度のみは依然として変るところがない。會計及會計監査要するもの制度はあるが單なる一片の古い形式を持越して居るに過ぎない。我々は此の従来の不確実を改め會計會議をして労働組合の一機関となし、よって會計制度を生かさんとするものである。即ち合議ある所のみ総ての制度は可能である。

関東合同労働組合は大正十五年度大會に於て會計會議を機関として採用する事に決し組合規約中の會計に関する項目を次の如く改正した。

四、會計會議は本組合會計、支部會計、會計検査委員を以て組織し會計検査委員長之を召集し本部及び支部の會計を検査す。

五、會計検査委員長及び會計検査委員は大會に於て選出し本部及び支部の會計を監督するものとす。

思ふに労働組合運動が愈々一層強大になれば更に理想的な完全な會計の制度が必要になるのであらう。然し乍ら我等は将来の理想への一過程として會計會議を組合の機関に採用することが本問題に対し必ず局面を展開するものなることを信じ此の案を提出する次第である。

実行方法

一、総同盟加盟の各組合は會計會議を組合の一機関として採用すること、

一、本大會の決議をもって加盟各組合に対して実行せしむること。

質問討論の結果小委員會各聯合會より二名宛に一任することあり

委員長 福岡[illegible]次 委員 徳永正報、大屋幸雄、八刀川嘉三郎、杉浦啓一郎、

寺田源太郎、森下靚良、山口正太郎、荻木哲郎、井[illegible]良二、金正米吉、近藤武

一、金光平、加藤勘十、上原海太郎、今村等、

右小委員會審議の結果、會計會議を組合機関に採用するの件は原案其まゝを承認し、

會計制度確立の件は原案の内、決議第一條 基金積立を削除し他は中央委員會にて